

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A会社Y鉱業所において、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの約4年7か月間採炭作業に従事した。被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、続発性気管支炎」との決定を受けBクリニックに通院加療していたが、平成〇年〇月〇日認知症のためC病院に入院した。その後、平成〇年〇月〇日D病院に転院し、同年〇月〇日死亡した。D病院医師作成の死亡診断書の直接死因は「呼吸不全の急性増悪」、直接死因の原因は「じん肺症」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者はCT撮影において小粒状影、すりガラス影、索状影、気管支壁肥厚を認め重症じん肺所見であり、続発性気管支炎、肺炎の合併による呼吸不全の増悪により死亡したと考えた、と述べている。

(2) 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長より症状確認日を同年〇月〇日として、「じん肺管理区分：管理2、PR1、続発性気管支炎、療養：要」と認定されており、F医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、じん肺所見は軽度であり、死亡原因ははっきりしないが、少なくとも肺炎の重症化で死亡したとは考え難く、複数の要因が死亡に関わったものと考えたい、と述べている。また、G医師は平成〇年〇月〇日の審査官との面談において、要旨、平成〇年〇月〇日のX線及び平成〇年〇月〇日のCT等の画像から、じん肺は軽度で重症じん肺ではなく、肺炎は同月〇日のCTでは治癒状態であり、じん肺及び続発性気管支炎が死亡の主たる原因とは考えられない、と述べている。

(3) 当審査会において、被災者の医証を検討し、CT及びX線画像を読影したところ、F医師、G医師の意見は妥当であり、被災者の死亡の主たる原因は、じん肺及び続発性気管支炎によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。